



大監収第34号
令和6年1月15日

請求人 榎本 清 様

東大和市監査委員 三ツ寺 俊行
東大和市監査委員 中村 庄一郎



住民監査請求（東大和市職員措置請求書）について（通知）

令和5年12月19日に受け付けしました住民監査請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求としての要件を欠いているものと判断いたしました。

よって、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

（理由）

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法又は不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができることとされている。

本件請求において請求人は、令和3年（2021年）3月5日と令和4年（2022年）8月12日に東大和市（以下「市」という。）が橋本勇弁護士に支払った着手金計1,188,000円（各594,000円）は、通常の着手金と比較して過大な支払いであり不当であるとし、市の損失額を市長が補填すべきと主張している。

その理由として、（旧）日本弁護士連合会報酬等基準や第二東京弁護士会が示している基準を基に、経済的利益を特定するとともに試算のうえ、合計着手金は40万円としている。このことから、市が支払った金額との差額788,000円が不当であると主張している。

また、本請求に係る監査対象の発生日は、令和3年（2021年）3月5日及び令和4年（2022年）8月12日だが、支払いの事実を請求人が初めて知り得たのは、令和5年（2023年）10月31日の情報公開請求による開示の部分公開決定であり、法第242条2項ただし書きの「正当な理由があるときは、この限りでない」に相当し、本監査請求は有効であると主張している。

◎市が弁護士に支払った着手金について

請求人は、「令和3年（2021年）3月5日と令和4年（2022年）8月12日に東大和市が橋本勇弁護士に支払った着手金が過大であり不当である」と主張していることから、市が行った財務会計上の行為を具体的に摘示しているものと解される。

法242条第2項では「請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過したときは、これをする事ができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」とされており、住民監査請求の期間の制限が規定されている。本件請求に係る財務会計上の行為が行われた日は、請求のあつた令和5年12月19日時点において既に一年が経過していることは明白である。

このことから、法第242条第2項ただし書きにある「正当な理由」の有無を検討することになる。

請求者が主張する、「情報公開請求による開示の部分公開決定により知り得た。」との内容については、正当な理由の一つには成り得ると理解はできる。

しかし、最高裁判所における平成14年9月12日の判決では、「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである（最高裁昭和62年（行ツ）第76号同63年4月22日第二小法廷判決・裁判集民事154号57頁参照）。そして、このことは、当該行為が秘密裡にされた場合に限りならず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合にも同様であると解すべきである。」と判示している。

この判決を踏まえると、請求者は、市が着手金を支払った裁判において、弁護士事務委託を行っていることを知り得ることができたと解する。

令和3年3月5日に支払われた着手金については、令和3年9月に作成された行政報告書において、令和2年度における予備費の項（601頁）で、款は総務費、主な内容は弁護士事務委託料として594千円が記載されていること。

また、令和4年9月15日に開催された令和4年第3回市議会定例会の決算特別委員会（以下「決算特別委員会」という。）において質疑があり、担当課長において「費用としましては、令和2年度に着手金59万4,000円、令和4年度に日当44万円を支出いたしました。令和4年の6月に控訴されましたので、現在係争中でありまして。令和4年度には、着手金59万4,000円を弁護士へ支払いしました。」と説明をしていること。

さらには、本決算特別委員会の映像などは、公式ホームページにおいてライブ配信

されるとともに、概ね1週間後からいつでも市の公式ホームページで閲覧することができること。

加えて、令和5年2月16日からは本決算特別委員会議事録についても、市の公式ホームページで閲覧できる状況であること。

以上のことから、本請求が一年を経過したことにつき正当な理由を認めることはできない。

したがって、本件請求は、第242条に規定する住民監査請求としての要件を満たしていないことから、不適法であると判断した。